

室蘭港長期構想検討委員会 規約

令和元年 11 月 26 日

室蘭市港湾部

(名 称)

第 1 条 本会は、「室蘭港長期構想検討委員会」(以下、「委員会」という。)と称する。

(目 的)

第 2 条 委員会は、室蘭港に対する諸要請と室蘭港が今後果たすべき役割などを踏まえ、今後 20～30 年先(2040～2050 年代)を目標とする長期的視点に立った室蘭港の総合的港湾空間の形成とそのあり方について検討する。

2 委員会は、室蘭港の利用を計画的かつ効率的に推進するための中期的な基本計画である「室蘭港港湾計画」の改訂に関して、提言及び助言を行う。

(構 成)

第 3 条 委員会は、別表-1 に掲げる委員をもって構成する。また、委員は室蘭港港湾管理者が委嘱する。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 委員長に事故がある時、又は委員長が欠けた時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任 期)

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日から最終委員会終了後までとする。

2 委員が任期中に欠けた時は、室蘭港港湾管理者が後任を指名できるものとする。

(会 議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

3 委員が(学識経験者から選任された委員を除く。)がやむを得ない事由により委員会に出席できない時は、当該委員があらかじめ委員長の承認を得て指名する者(権限を代行できる者)を代理人として出席させることができる。

4 委員長が必要と認めた時は、本委員会の委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(幹事会)

第 7 条 委員会のもとに、関係行政機関等からなる幹事会を置く。

2 幹事会は、別表-2 に掲げる者で構成する。

- 3 幹事は室蘭港港湾管理者が委嘱する。
- 4 幹事会には幹事長を置き、幹事長は委員長が指名する。
- 5 幹事会は、委員会に付議すべき事項の検討を行う。

(オブザーバー)

第8条 委員会及び幹事会には、関係する国の職員がオブザーバーとして出席することができる。

(情報公開)

第9条 委員会は、原則として公開とする。ただし、当該会議を公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると認められるなど、室蘭市情報公開条例第8条各号に該当する内容が含まれる場合で、会議を非公開にすべきであると室蘭港港湾管理者が認めた場合には、非公開とすることができる。

- 2 委員会の撮影、収録については、冒頭のみこれを認める。

(事務局)

第10条 委員会には事務局を置くものとし、委員会の運営に関する事務を行う。

- 2 事務局は、室蘭市港湾部とする。

(雑 則)

第11条 本規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

- 2 本規約は、必要に応じて見直すことができるものとする。
- 3 第1回委員会の招集については、事務局が行うこととする。

(付 則)

この規約は、令和元年11月26日から施行し、目的を達成したときに、その効力を失う。